本学東アジア文化研究科博士課程後期課程修了生による研究活動における不正行為について

2026 年 11 月 25 日
関西大学

1　経緯・概要

発覚の時期及び契機、調査に至った経緯等は次のとおりである。

2025 年 10 月 17 日、東アジア文化研究科博士課程後期課程修了生（以下「本件修了生」という。）の学位論文について、先行文献を盗用した疑いがある旨、顕名による告発があった。

本学の「研究活動における不正行為に関する取扱規程」（以下「規程」という。）に基づき、予備調査を行った結果、研究活動不正防止最高責任者（学長）が本調査を行うことを決定した。

2　調査

(1) 調査体制

規程第 17 条に基づき、本調査を実施するため、次の者を調査委員（研究活動不正防止統括責任者 1 名、学内有識者 1 名、学外有識者 3 名）とする研究活動不正本調査委員会を設置した。

・研究活動不正防止統括責任者（副学長・研究推進担当）　長岡　康夫
・学内有識者（文学部教授）　松本　大
・学外有識者（大阪大学大学院人文学研究科教授）　斎藤　理生
・学外有識者（奈良大学文学部国文学科教授）　木田　隆文
・学外有識者（弁護士）　新宅　正人

(2) 調査期間

2026 年 1 月 16 日から 5 月 27 日まで

(3) 調査対象論文

本件修了生の学位論文（2020 年 3 月期 博士論文）

(4) 調査方法

調査対象論文と先行文献を対比し、両者の類似点及び出典表示を確認し、本件修了生からの弁明の機会を設けた。

3　調査結果

(1) 不正の種別

盗用

(2) 不正等に関与した研究者

本件修了生

(3) 判断理由

ア　盗用該当性

（ア）調査対象論文と先行文献の類似点

調査対象論文は、先行文献と一致又は類似する表現が 10 か所ある。これらは、論旨の展開が酷似しているにとどまらず、文を構成する語彙の選択及び配置、複数の文の順序及び構成においても、同一か極めて類似している。また、本件修了生は、調査対象論文と先行文献の表現の一致又は高度の類似を認めている。

（イ）調査対象論文における先行文献の出典表示

調査対象論文は、先行文献と一致又は類似する部分について、適切な出典の表示をしていない。また、本件修了生は、これらについて、出典の表示として不適切であったことを認めている。

（ウ）盗用についての評価

先行調査・研究を前提とする論文においては、先行調査・研究の文献等を適切に引用することが不可欠であり、先行文献等の表現と独自の研究の表現とを峻別できることが前提である。先行文献等に表示された調査・研究内容を自らの論文で展開すべき研究内容と混同させる行為は、不正な研究行為としての盗用に該当する。

そして、調査対象論文は、先行文献を出典として適切に表示しておらず、先行文献と表現において仔細な点を含めて一致又は酷似している。先行文献と表現が一致する部分とこれを受けた論証とを全体として見ると、調査対象論文のうち先行文献と類似する部分には、独自の論証がほとんどなく、先行文献を主、調査対象論文を従とするものである。

そうすると、調査対象論文は、先行文献と峻別が不可能なものであり、先行文献の事実調査及び評論にわたる記述を自らの表現であるかのように流用したものであって、盗用に当たる。

イ　故意又は重過失

本件修了生は、弁明書において、先行文献を流用する部分を一言一句書き写す行為が不適切であることを認識しつつ、あえて表現を一部だけ変更して論述したものと説明している。このような本件修了生の調査対象論文執筆における認識によれば、本件修了生による盗用が故意又は少なくとも重過失によるものであると判断される。

(4) その他

ア　本件修了生による不服申立て及び申立てへの対応

本件修了生は、2026 年 7 月 8 日に不服申立てを行った。

これに対し、研究活動不正本調査委員会は、同年 8 月 5 日、再調査の必要はないものとして、これを行わないと決定した。

イ　論文の取下げ

本件修了生は、調査対象論文の取下げ勧告（規程第 24 条第 1 項）に対し、これに応じない旨を回答したことから、その旨を併せて公表する（同条第 3 項）。

以　上